

住宅地内で農業を使用する場合には注意が必要です



農業は、適正に使用されない  
と人や動物、周辺の生活環境に  
悪影響を及ぼすおそれがありま  
す。農業飛散による被害の発生  
を防ぐために、次の点に注意し  
ましょう。

▽病害虫や雑草の早期発見・駆  
除 定期的に農業を散布する  
のではなく、こまめな観察を  
行い病害虫や雑草の早期発見

に努めましょう。早期の発見  
であるほど、駆除を簡単に行  
うことができます。

▽農業を使用する場合 やむを  
得ず農業を使用する場合、最  
小限にとどめ、使用方法や使  
用上の注意事項を守りましょ  
う。

▽近隣への事前周知 農業を散  
布する場合は、事前に周囲に  
住んでいる方などに対して注  
意を促す看板を設置するな  
ど、十分な周知を行いましょ  
う。

▽問合せ 生活環境課生活環境  
係

不法投棄は犯罪です



不法投棄は、「廃棄物の処理  
及び清掃に関する法律」で禁止  
されています。違反すると5年  
以下の懲役もしくは1千万円以  
下の罰金を科せられることがあ  
ります。不法投棄された廃棄物  
を発見した場合や不法投棄を行  
っている現場を目撃した際は、  
最寄りの警察署に情報をお寄せ  
ください。また、不法投棄され  
た廃棄物は、土地の所有者や管  
理者の責任で処分することにな  
ります。草の繁茂やごみが散乱  
している場所などは、不法投棄  
の誘発を促しますので、草を定  
期的に刈り取り、柵やネットを  
設置するなど不法投棄の防止対  
策をしましょう。市では、不法  
投棄防止看板を配布しています。  
看板をご希望の方はお問い合わせ

不要になった  
テレビなどの取り扱い

▽問合せ 生活環境課清掃・リ  
サイクル係

家電リサイクル法により、一  
般家庭から排出される特定の家  
電製品(テレビ、エアコン、冷  
蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥  
機)は、販売店などを通じて適  
正に引き渡す必要があります。

▽家電製品の処理方法

●小売店に申し込む場合:家電  
製品を購入した店か、買い替  
えをする店などに依頼してく  
ださい。

●小売店が引き取れない場合:  
郵便局でリサイクル料金を振  
り込みます(指定取引場所へ  
持ち込むか、市の許可業者に  
収集運搬を依頼してください。  
※詳しくは、資源とごみの出し  
方カレンダーか市ホームページ  
をご覧ください。

▽問合せ 生活環境課清掃・リ  
サイクル係

街をきれいにしましょう!

市では、町内会・自治会連合  
会などの協力で道路、公園、河  
川などの市内全域を清掃する  
「一斉清掃」を年2回実施し、  
都市環境の保全に努めています。  
自主的活動で道路、河川、公  
園などの公共用地の清掃をし  
ていただいている市民や団体の方  
には、ボランティア袋を配布し  
ています。詳しくは、資源とご  
みの出し方カレンダーか市ホ  
ムページをご覧ください。

※ボランティア袋は、家庭ごみ  
や事業所のごみは、絶対に入  
れないでください。  
▽問合せ 生活環境課清掃・リ  
サイクル係

権利擁護講座  
「知っていれば怖くない  
消費者被害の実態と対応策」

消費者トラブルに役立つ情報  
を落語・漫才で楽しく分かりや  
すく知り、弁護士の先生から被  
害に遭った場合の対応策を学び  
ます。

▽日時 9月5日(水) 午後1時  
30分〜3時30分

▽場所 あきる野ルピア産業情  
報研修室

▽講師 法テラス、東京都消費  
生活総合センター(寄席、漫  
才演者)

▽対象 市内在住・在勤の方  
▽定員 30人(申込み順)

▽費用 無料

▽申込み方法 8月2日(木)午前  
8時30分から電話で申し込ん  
でください。

▽申込み・問合せ 高齢者はつ  
らつセンター ☎5550・6  
101

市内循環バス  
「るのバス」の車内広告  
スペースを個人の  
作品展示に開放します



▽展示期間 9月中旬の2週間  
程度

▽展示場所 車内7か所(ポス  
ター方式)

▽対象 市内在住の方

歯は健康の源  
「歯周病検診」を  
受けましょう

▽検診期間 10月1日(月)〜12月  
25日(火)

▽対象 市内在住で次に該当す  
る方

●昭和53年4月2日〜昭和54年  
4月1日生まれ

●昭和43年4月2日〜昭和44年  
4月1日生まれ

●昭和33年4月2日〜昭和34年  
4月1日生まれ

●昭和23年4月2日〜昭和24年  
4月1日生まれ

▽費用 無料

▽その他 詳しくは、7月下旬  
に対象の方に送付した通知を  
ご覧ください。

▽申込み方法 8月31日(金)(消  
印有効)までに、専用申込み  
はがきに必要事項を記入の  
上、郵送してください。

作品の大きさ B3用紙横型  
▽作品数 7点(申込み順)  
▽費用 無料

▽その他

●作品にタイトル、作者などを  
表示する場合は、作品中に申  
込み者自身で表示してください。  
●展示後の作品は、破損などで  
返却できない場合があります。  
●次に該当するものは掲載でき  
ません。

\*循環バスの公共性、中立性、  
品位を損なう恐れのあるもの  
\*政治、宗教活動、意見広告、  
個人宣伝に関するもの  
\*公の秩序に反するもの

▽申込み方法 8月24日(金)まで  
に作品を直接窓口にお持ちく  
ださい。

▽申込み・問合せ 地域防災課  
地域振興係(直通558・1  
394)

▽申込み・問合せ 健康課健康  
づくり係 ☎1971081  
4 二宮350、直通558  
・1183

口腔がん検診追加募集

詳しくは、6月15日発行の広  
報あきる野か市ホームページを  
ご覧ください。

▽申込み方法

●はがきの場合:8月31日(金)  
(消印有効)までに、はがき  
に「口腔がん検診申込み」、  
郵便番号、住所、氏名、生年  
月日、電話番号(日中の連絡  
先)を記入の上、郵送してく  
ださい。

●電子申請の場合:8月31日(金)  
までに、市ホームページの  
「電子申請」から申し込んで  
ください。

※スマートフォンから電子申請  
される場合は、次のコードか  
らアクセスしてください。

国際姉妹都市交流 中学生海外派遣団が  
マルボロウ市(米国)を訪問します



中学生海外派遣団(市立中学  
校在籍生徒8人)が8月15日か  
ら23日まで国際姉妹都市のマ  
ルボロウ市(米国マサチューセ  
ッツ州)を訪問します。滞在中、  
団員はホストファミリーの家に

ホームステイしながら、ウイ  
ットコム・スクール生徒と交  
流を図るとともに、日本文化  
の紹介など両市の文化理解と  
友好関係の発展に寄与する活  
動に携わります。

▽派遣団(敬称略)

●団長:川杉稔(増戸中学校  
長)

●団員など:坂牧佑実(秋多  
中)、仁井田梨沙(東中)、  
三岡寛直(東中)、安西さ  
くら(西中)、川内谷帆波  
(西中)、多胡寿々花(御  
堂中)、宮澤惟晃(増戸  
中)、山下二ノノ(五日市  
中)、その他市職員などが  
随行します。

▽問合せ 生涯学習推進課生  
涯学習係

▽費用 無料

▽申込み方法

●はがき:8月24日(金)(消印有  
効)までに「生涯学習病予防  
健診希望」、郵便番号、住  
所、氏名、生年月日、性別、  
電話番号を記入の上、郵送し  
てください。

●電子申請:8月24日(金)まで  
に市ホームページの「電子申  
請」から申し込んでください。  
※スマートフォンから電子申請  
される場合は、次のコードか  
らアクセスしてください。

▽申込み・問合せ 健康課健康  
づくり係 ☎1971081  
4 二宮350、直通558  
・1183

電子申請用  
コード



生活習慣病予防健診  
(35歳〜39歳)追加募集

詳しくは、6月1日発行の広  
報あきる野をご覧ください。

▽受診期間 10月31日(水)まで

▽対象 昭和54年4月1日生ま  
れから昭和59年3月31日生ま  
れまでの方(職場などの健診  
や人間ドックなどを受ける方  
受ける予定の方を除く)

▽申込み・問合せ 健康課健康  
づくり係 ☎1971081  
4 二宮350、直通558  
・1183

電子申請用  
コード

